

1 基本的な考え方

いじめとは、児童に対して、当該児童が在籍する学校に在籍しているなど当該児童と一定の人的関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものを指し、日常的に未然防止に取り組むとともに、いじめを把握した場合には、速やかに解決する必要がある。とりわけ、子どもの尊い命が失われることは決してあってはならず、早期発見・早期対応を基本として取り組みを講じることが必要である。

本校では、いじめ防止への取り組みとして、『未然防止のための取組』『早期発見のための取組』『早期対応のための取組』『重大事態への対処』について、組織的に対応していく必要があると考える。そのため、「学校いじめ対策委員会（校内委員会）」（以下委員会）を核として、教員の指導力の向上を図り、子どもからの声を確実に受け止め、子どもが安心して学校生活を送ることができるようにする取り組みを徹底していく。また、いじめを見て見ぬふりせず、声を上げられる学校づくりをしていく。さらには、保護者・地域・関係機関と連携を図り、社会全体でいじめ防止に全力で取り組んでいく。

2 未然防止のための取組

いじめ未然防止に取り組むために、いじめを生まない、許さない学校体制を築いていく。そのために、全教科・全領域、日常生活においても道徳教育・人権教育の充実を図る。また、自尊感情や自己肯定感を高める取組を行うことで、いじめの未然防止に努める。そこで、未然防止の具体的な取組として、以下のことを実施していく。

- (1) 児童への取組「いじめに関する授業」（道徳・学級活動）の実施
 - ・朝の会、帰りの会等で互いに認め合う活動を盛り込む。
 - ・いじめを絶対許さないことを自覚するようにするため、年 3 回以上の「いじめに関する授業」を実施する。
 - ・代表委員会で、いじめに対する意識向上をねらいとした活動を実施し、いじめ撲滅の風土を醸成する。
- (2) 保護者・地域への取組
 - ・学校通信、ホームページ等で「学校いじめ基本方針」「ふれあい月間」等の周知・働きかけを行う。
 - ・セーフティ教室（SNS の正しい理解について）や道徳授業地区公開講座等を活用した啓発活動を推進する。
- (3) 関係機関との取組
 - ・個人面談、連絡帳等を通じて、家庭との緊密な連携・協力を進める。
 - ・管理職、生活指導主任等は、児童館、学童クラブ等と情報交換できる体制をつくり、協力関係を構築する。

3 早期発見のための取組

いじめを早期に発見できる学校体制を築いていく。

そのためには、児童の日常生活からいじめの萌芽を素早く察知したり、被害の児童、周囲の児童からのいじめ情報の確実な受信ができるようにしたりできるようにする。そこで早期発見の取組として、以下のことを実施していく。

- (1) 学級担任による毎朝の健康観察、休み時間の様子を見取り等
 - ・出欠確認時の観察、中休みのクラス遊び等から、日常と比べて異変に気付いた時、学年・生活指導主任・管理等職、学校いじめ対策委員会（校内委員会）への報告ができる体制を作る。
 - ・児童の日常生活での小さな変化を記録し、教職員全体でいじめ等に関する情報を共有する。

(2) スクールカウンセラー等による面談の実施と委員会の実施

- ・スクールカウンセラーによる5年生児童の全員面接を行ったり、必要に応じて、5年生以外の学年や特定の児童に対して、スクールカウンセラーや校長や教員による面接を行ったりする。また、月2回の校内委員会の実施の他、必要に応じて臨時校内委員会を開催する。

(3) 定期的な質問紙によるアンケート調査の実施

- ・学校生活アンケートやふれあい月間(年3回)の取り組み等で、児童の実態を定期的に把握し、初期対応を大切に、早期対応に努める。

4 早期対応のための取組

(1) 初期対応の取組

いじめを把握した場合、緊急に委員会を開催する。対応方針を検討し、被害の児童への支援、加害の児童への指導、周囲の児童へのケアについて教職員の役割分担を明確にし、対応する。

(2) 被害児童への支援

学校は、被害の児童の安全確保のために、状況をきめ細かく把握し、夕会等で被害の児童の情報を共有していく。そして、複数の教員による毎日の声かけや場合によっては、登下校の付き添い等を実施していく。また、被害を受けたことによる心理的ストレスを軽減するため、スクールカウンセラー等を活用し、児童や保護者のケアを行う。

さらに、いじめを報告した児童の安全を確保するため、複数の教員による見守りや、場合によっては登下校の付き添い等を実施していく。また、いじめが原因で不登校になっている被害の児童に対しては、適応指導教室に通級させる他、状況に応じて保健室登校や適応指導教室への通級を実施する等、被害の児童の自殺等最悪のケースを回避する最大限の対処を行っていく。

(3) 加害児童への指導

学校は、加害児童を特定した上で、いじめをやめさせ、再発を防止するため、学級担任や委員会等が中心となって組織的・継続的に観察し、指導を徹底していく。また必要に応じて、加害児童の保護者とも連携を図り、いじめをさせないよう指導していく。さらに、状況に応じスクールカウンセラーとの連携の下、加害の児童のケアを行う。

なお、加害の児童の保護者が、自分の子どもの指導に悩む場合等は、スクールカウンセラーとの連携の下、加害の児童の保護者をケアしていく。また、加害の児童への指導を継続的に行っても改善が図られず、被害の児童や、周囲の児童の学習が妨げられる場合には、校長による訓告を実施したり、警察への相談・通報を行ったりする。

5 重大事態への対処

(1) 被害児童への対応

- ・学校は、被害児童の安全を確保する。また、児童が落ち着いて教育を受けられる環境を確保する。

(2) 関係機関等との連携

- ・重大事態に対しては、教育委員会に報告し、連携して対処する。
- ・被害児童に対しては、スクールカウンセラーや臨床心理士等活用し、児童や保護者のケアを行う。犯罪行為として取り扱われるべき事案については田無警察署と連携して対処する。

(3) 調査等について

- ・重大事態に係る事実確認を明確にするための調査の実施又は市条例第11条に規定する「西東京市教育委員会いじめ問題対策委員会」が行う調査について協力する。
- ・重大事案の調査結果についての市条例第12条に規定する「西東京市いじめ問題調査委員会」が行う調査(再調査)に協力する。

6 組織的な対応の在り方

(1) 組織的な指導体制

いじめ防止への取組として、『未然防止のための取組』『早期発見のための取組』『早期対応のための取組』については、校内委員会を核とし、学校全体で情報を共有するとともに、保護者・地域との連携を図り対応する。また、必要に応じて、教育委員会、子ども家庭支援センター、児童相談所、警察等関係機関とも連携を図り、いじめ問題に全力で取り組んでいく。学校全体で組織対応を心掛け、連携していくために、報告・連絡・相談・記録に努める。気になることやいじめ案件などがあった場合は、「学校生活台帳」に入力記載を行い、教員間で情報の共有を図る。

(2) 相談体制

質問紙によるアンケート調査結果及びその後の対応について、定期的に教育委員会に報告するとともに、日常的に子ども家庭支援センター等と連絡を取り合い、協力体制を作っておく。また、必要に応じて、児童相談所、警察等関係機関連携していく。

7 研修体制

教員の指導力の向上を図り、児童からの声を確実に受け止め、子どもたちが安心して学校生活を送ることができるようにするために、以下のような研修を実施する。

(1) いじめ防止基本方針等の周知に関する研修

- ・毎年、いじめ防止基本方針についての周知、ストップいじめのビデオ視聴、講師による講演等の研修を行うことにより、教員のいじめ防止に対する意識や対応力を高めていくようにする。

(2) 児童の自尊感情や自己肯定感を高めるための研修

- ・児童の自尊感情や自己肯定感を高めるための研修会を実施する。